

平成16年

介護サービス施設・事業所調査結果の概況

目 次

調査の概要	1頁
結果の概要	
1 施設・事業所の状況	3
事業所数、施設数の状況／利用者数、在所者数の状況／開設主体別施設・事業所の状況	
2 居宅サービス事業所の状況	5
利用人員階級別事業所数／要介護度別利用者数／利用者数、延利用者数、9月中の利用者1人当たり利用回数／短期入所生活介護事業所におけるユニットケア（小規模生活単位型及び一部小規模生活単位型）の状況／認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居（ユニット）の状況	
3 訪問介護利用者の状況	9
性・年齢階級別利用者数／居宅までの片道時間と滞在時間／訪問介護の行為の内容	
4 訪問看護ステーション利用者の状況	11
性・年齢階級別利用者数／滞在時間／主な傷病別利用者数／訪問看護の提供内容	
5 介護保険施設の状況	14
都道府県別定員／定員、在所者数、利用率／定員規模別施設数／室定員別室数／要介護度別在所者数／介護老人福祉施設におけるユニットケア（小規模生活単位型及び一部小規模生活単位型）の状況／介護老人福祉施設における居住費の状況／介護老人保健施設におけるユニットの状況	
6 従事者の状況	19
職種別常勤換算従事者数／居宅サービス事業所の1事業所当たり常勤換算看護・介護職員数／介護保険施設の常勤換算看護・介護職員数1人当たり在所者数	
7 従事者の労働条件・就業意識の状況	21
年齢階級別にみた従事者の状況／一週間の実労働時間／介護保険施設における介護・看護職員の勤務形態／経験年数／勤務先変更経験の有無／現在の仕事を選んだ理由／現在の仕事への不満、悩み事	
統計表	25
用語の定義	30

平成16年介護サービス施設・事業所調査の結果は、厚生労働省のホームページにも掲載されています。

アドレス (<http://www.mhlw.go.jp/>)

調査の概要

1 調査の目的

この調査は、全国の介護サービスの提供体制、提供内容等を把握することにより、介護サービスの提供面に着目した基盤整備に関する基礎資料を得ることを目的とした。

2 調査の対象及び客体

(1) 介護保険施設及び居宅サービス事業所

全国の介護保険施設、居宅サービス事業所及び居宅介護支援事業所を対象とし、これらの施設・事業所の全数を調査客体とした。

平成16年10月1日現在

	調査対象施設・事業所数	集計施設・事業所数
居宅サービス事業所		
訪問介護事業所	(23 227)	17 274
訪問入浴介護事業所	(3 157)	2 406
訪問看護ステーション	5 534	5 224
通所介護事業所	14 883	14 725
通所リハビリテーション事業所(医療施設)	1 959	1 894
短期入所生活介護事業所	5 666	5 657
短期入所療養介護事業所(医療施設)	110	88
認知症対応型共同生活介護事業所	5 466	5 449
特定施設入所者生活介護事業所	911	904
福祉用具貸与事業所	(8 555)	5 391
居宅介護支援事業所	(30 008)	24 331
介護保険施設		
介護老人福祉施設	5 297	5 291
介護老人保健施設	3 137	3 131
介護療養型医療施設	3 819	3 717

注：1) 集計施設・事業所数は休止中等の施設・事業所を除いた数である。

2) 訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具貸与及び居宅介護支援事業所は、郵送により調査を実施したものであり、カッコ内は調査票配付事業所数である。

(2) 従事者票

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、訪問介護事業所、訪問看護ステーション、認知症対応型共同生活介護事業所及び居宅介護支援事業所の直接処遇職員のうち、常勤(専従)の介護職員、看護職員、介護支援専門員を対象として、無作為抽出法により抽出した約5万2千人を調査の客体とした。

3 調査の時期

平成16年10月1日

4 調査票の種類及び調査事項

(1) 介護保険施設(介護老人福祉施設票、介護老人保健施設票、介護療養型医療施設票)

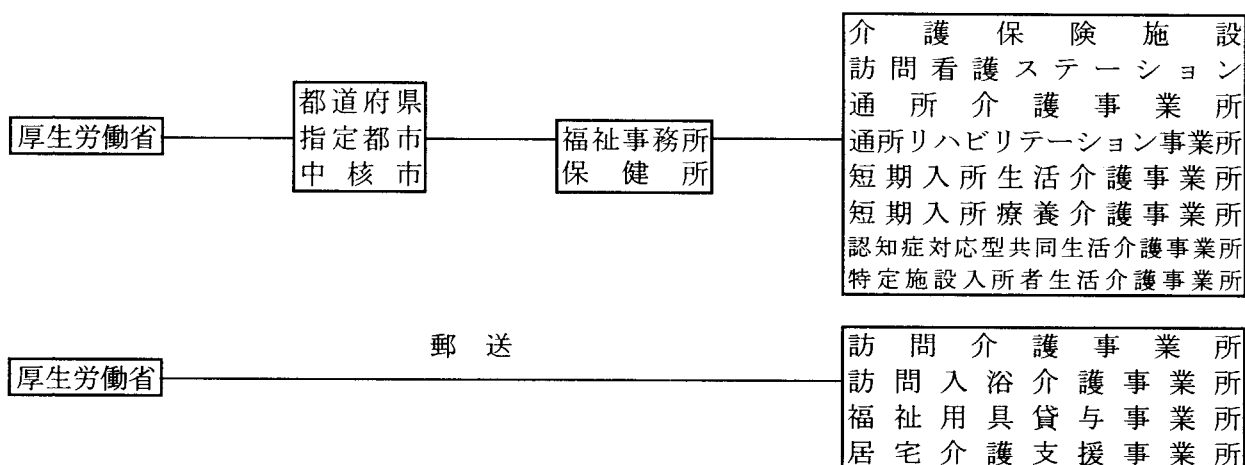
開設主体、定員、在所者数、従事者数、居室等の状況等

- (2) 居宅サービス事業所（訪問看護ステーション票、居宅サービス事業所（福祉関係）票、居宅サービス事業所（医療施設）票）
開設主体、利用者数、従事者数等
- (3) 従事者票
職種、経験年数、勤務形態、保有資格、研修の参加状況等

5 調査の方法及び系統

施設・事業所票については、介護保険施設、居宅サービス事業所及び居宅介護支援事業所の管理者が調査票に記入する方式とした。

従事者票については、あらかじめ指定された施設・事業所に調査票を配付し、従事者本人が調査票を記入のうえ回収用封筒に密封し、施設・事業所の管理者が回収する方式とした。



6 結果の集計

結果の集計は、厚生労働省大臣官房統計情報部で行った。

7 利用上の注意

(1) 表章記号の規約

計数のない場合	—
統計項目のありえない場合	・
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	…
表章単位の1/2未満の場合	0.0
減少数（率）の場合	△

- (2) 活動中の施設・事業所のうち、回答のあったものについて集計した。
- (3) この概況に掲載の数値は四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。
- (4) 事業所数は10月1日現在、利用者数は9月中の利用者の数である。但し、認知症対応型共同生活介護事業所、特定施設入所者生活介護事業所及び介護保険施設の利用者、在所者数は9月30日24時現在の数である。
- (5) 訪問介護利用者の状況・訪問看護利用者の状況については、9月30日（0時～24時までの間）に訪問介護または訪問看護サービスを利用した者のうち、誕生日が奇数の者のみを対象とした。